

橋本周辺広域市町村圏組合管理者が管理する公文書の開示等に関する規則

平成 22 年 2 月 15 日

規 則 第 1 号

改正 平成 28 年 3 月 30 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、橋本周辺広域市町村圏組合管理者が管理する公文書の開示等について、橋本周辺広域市町村圏組合情報公開条例（平成 22 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
(公文書開示請求書の記載事項等)

第 3 条 条例第 9 条第 3 号の実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示方法の区分
- (2) 請求者の区分
- (3) 利害関係者にあつては、当該公文書に係る事務事業との利害関係の内容
- (4) 請求の目的
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理者が定める事項

2 条例第 9 条に規定する公文書の開示の請求は、公文書開示請求書（様式第 1 号）により行うものとする。

(開示決定通知書等)

第 4 条 条例第 10 条の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の開示をする旨の決定 公文書開示決定通知書(様式第 2 号)
- (2) 公文書の部分開示をする旨の決定 公文書部分開示決定通知書(様式第 3 号)
- (3) 公文書の開示をしない旨の決定 公文書不開示決定通知書(様式第 4 号)

2 条例第 10 条第 3 項の規定による通知は、公文書開示決定期間延長通知書(様式第 5 号)に行うものとする。

3 条例第 8 条の規定に基づき公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する旨の決定をする場合は、公文書開示請求拒否決定通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

4 条例第 11 条の規定による通知は、公文書開示決定期間特例延長通知書（様式第 7 号）により行うものとする。

（第三者の意見聴取）

第 5 条 条例第 12 条の規定に基づき、第三者の意見を聴こうとするときは、書面により行うものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

2 条例第 12 条第 2 項の規定による通知は、第三者関係公文書開示決定通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

（開示の方法）

第 6 条 条例第 13 条第 1 項の規定による公文書の開示は、管理者が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 公文書を閲覧する者は、関係職員の指示に従うとともに、当該公文書を丁寧に取り扱うこととし、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 管理者は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、公文書の開示を中止させ、又は禁止することができる。

4 公文書の写しの交付を受けることができる部数は、公文書 1 件につき 1 部とする。

（電磁的記録の開示の実施方法）

第 7 条 条例第 13 条第 2 項の管理者が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電 磁 的 記 録 の 種 別	開 示 の 実 施 の 方 法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するものに記録されている電磁的記録で、組合が保有する電子計算機その他の機器及び現に使用しているプログラムを用いて、紙に印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙に印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付
2 1 に掲げる以外の電磁的記録で、管理者が別に定める方法により視聴ができるもの	視聴

(費用負担)

第8条 条例第14条の写しの作成及び送付に要する費用として管理者が定める額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 複写機による写しの作成費用 橋本周辺広域市町村圏組合複写料規程(平成18年橋本周辺広域市町村圏組合規程第1号)第2条の規定による額

(2) その他の方法による写しの作成費用 当該写しの作成に要した額

(3) 写しの送付に要する費用 郵送料相当額

2 前項の費用は、前納しなければならない。

(運用状況の公表)

第9条 条例第19条の規定による運用状況の公表は、請求件数、開示及び不開示の件数その他必要な事項を、組合のホームページ等に掲載して行うものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公 文 書 開 示 請 求 書

(実施機関)
橋本周辺広域市町村圏組合
様

※所管部局受理	※財務情報部局受付
---------	-----------

橋本周辺広域市町村圏組合情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

(1) 請 求 日	年 月 日	
(2)請求者及びその区分 <input type="checkbox"/> ①関係市町在住者 <input type="checkbox"/> ②関係市町に事務所等を有するもの <input type="checkbox"/> ③関係市町に勤務する者 <input type="checkbox"/> ④関係市町の学校に在学する者 <input type="checkbox"/> ⑤本組合が行う事務事業に利害関係を有するもの	住 所 (所在地)	電話 (- -) 〒
	氏 名 〔法人等にあつては名称及び代表者名〕	
	付 記 事 項 勤務先/所在地 学校名/所在地 利害関係の内容	
(3) 請求する公文書の件名又は内容		
(4) 開示方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付	
(5) 請求の目的		
※ 所 管 部 局	電話番号	
※ 備 考		

- (注) 1 該当する□欄にチェックをし、各欄に必要な事項を記入してください。
 2 (2)の区分のうち③、④、⑤に該当する方は付記事項に該当項目を記入してください。
 3 本組合が行う事務事業に対する利害関係の内容については、できるだけ具体的に記入してください。
 4 公文書を特定できるように、請求内容をできるだけ具体的に記入してください。
 5 ※印の欄には、記入しないでください。

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

橋本周辺広域市町村圏組合管理者



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、橋本周辺広域市町村圏組合情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

請求書受理年月日	年 月 日
公文書の件名又は内容	
開示の日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
開示の場所	
所管部局	(電話番号)
備考	

- (注) 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管部局に電話等で連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

公文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

橋本周辺広域市町村圏組合管理者



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、橋本周辺広域市町村圏組合情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することに決定したので同条第2項の規定により通知します。

請求書受理年月日	年 月 日
公文書の件名又は内容	
開示の日時	年 月 日 午前・午後 時 分
開示の場所	
開示しない部分及び理由	
所管部局	(電話番号)
備考	

(注) 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管部局に電話等で連絡してください。

2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 公文書を開示しない部分について、当該公文書を開示しないこととした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができる場合には、備考欄に記入してあります。また、この場合には、請求のご希望があれば、この時期以降に再度請求してください。

(教示) この決定に不服のある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、橋本周辺広域市町村圏組合管理者に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、橋本周辺広域市町村圏組合を被告(管理者が被告の代表となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

公文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

橋本周辺広域市町村圏組合管理者



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、橋本周辺広域市町村圏組合情報公開条例第103月以内条第1項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので同条第2項の規定により通知します。

請求書受理年月日	年 月 日
公文書の件名又は内容	
開示しない理由	
所 管 部 局	(電話番号)
備 考	

(注) 公文書を開示しないこととした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができる場合には、備考欄に記入してあります。また、この場合には、請求のご希望があれば、この時期以降に再度請求してください。

(教示) この決定に不服のある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、橋本周辺広域市町村圏組合管理者に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、橋本周辺広域市町村圏組合を被告(管理者が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

公文書開示決定期間延長通知書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

橋本周辺広域市町村圏組合管理者



年 _____ 月 _____ 日付けで請求のあった公文書の開示については、橋本周辺広域市町村圏組合情報公開条例第10条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

請求書受理年月日	年 _____ 月 _____ 日
公文書の件名又は内容	
当初の決定期限	年 _____ 月 _____ 日
新たな期限	年 _____ 月 _____ 日
延長の理由	
所管部局	(電話番号 _____)
備考	

公文書開示請求拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

橋本周辺広域市町村圏組合管理者



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、橋本周辺広域市町村圏組合情報公開条例第8条の規定により、次のとおり開示請求を拒否することと決定しましたので通知します。

請求書受理年月日	年 月 日
公文書の件名又は内容	
存否を明らかにしない理由	
所管部局	(電話番号)
備考	

(教示) この決定に不服のある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、橋本周辺広域市町村圏組合管理者に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、橋本周辺広域市町村圏組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

公文書開示決定期間特例延長通知書

第 _____ 号

年 _____ 月 _____ 日

様

橋本周辺広域市町村圏組合管理者



年 _____ 月 _____ 日付けで請求のあった公文書の開示については、橋本周辺広域市町村圏組合情報公開条例第11条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

請求書受理年月日	年 _____ 月 _____ 日
公文書の件名又は内容	
開示請求があった日から起算して60日以内に開示決定等をする部分	
開示決定等の期限の特例を適用する理由	
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 _____ 月 _____ 日
所管部局	(電話番号 _____)
備考	

第三者関係公文書開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

橋本周辺広域市町村圏組合管理者 印

年 月 日付けで照会し、御意見をいただきましたあなたに関する情報が記録されている公文書の開示について、次のとおり決定しましたので、橋本周辺広域市町村圏組合情報公開条例第 12 条第 2 項の規定により通知します。

公文書の件名又は内容	
決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 不開示
	(理由)
公文書の開示の期日	年 月 日
所 管 部 局	(電話番号)
備 考	